

利用上の注意

この報告書は、「平成 26 年工業統計調査」甲調査（従業者 30 人以上の事業所対象）及び乙調査（従業者 29 人以下の事業所対象）の結果を収録したものです。

この報告書における数値は、すべて本市の独自集計による結果であり、経済産業省が公表する数値と相違することがあります。

1 調査の期日

平成 26（2014）年 12 月 31 日

2 調査の対象

日本標準産業分類に掲げる「大分類 E-製造業」に属する事業所（国に属する事業所及び従業者 3 人以下の事業所を除く）。

3 用語の解説

（1）事業所数

一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいう。

（2）従業者数

個人事業主及び無給家族従業者、常用労働者及び臨時雇用者の計をいうが、工業統計でいう従業者数は臨時雇用者を除いたものである。

ア 個人事業主及び無給家族従業者とは、業務に従事している個人事業主とその家族で無報酬で常時就業している者をいう。したがって、実務にたずさわっていない事業主とその家族で手伝い程度のものは含まない。

イ 常用労働者とは、次のいずれかのものをいい、「正社員、正職員等」、「パート・アルバイト等」及び「出向・派遣受入者」に分けられる。

（ア）期間を決めず、又は 1 か月を超える期間を決めて雇われている者

（イ）日々又は 1 か月以内の期間を限って雇われていた者のうち、11 月と 12 月にそれぞれ 18 日以上雇われた者

（ウ）人材派遣会社からの派遣従業者、親企業からの出向従業者などは、上記に準じて扱う

（エ）重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者

（オ）事業主の家族で、その事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者

a 「正社員・正職員等」とは、雇用されている者で一般に「正社員」、「正職員」等と呼ばれている者をいう。ただし、他企業に出向・派遣している者を除く。

b 「パート・アルバイト等」とは、一般に「パートタイマー」、「アルバイト」、「嘱託」又はそれに近い名称で呼ばれている者をいう。

ｃ 「出向・派遣受入者」とは、他の企業から受け入れている出向者及び人材派遣会社からの派遣従業者をいう。

ウ 臨時雇用者とは、常用労働者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。

(3) 現金給与総額

1年間（1～12月）に常用労働者のうち雇用者に対して支給された基本給、諸手当及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額とその他の給与額との合計である。

その他の給与額とは、常用労働者のうち雇用者に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、出向させている者に対する負担額などをいう。

(4) 原材料使用額等

1年間（1～12月）における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額であり、消費税額を含んだ額である。

(5) 製造品出荷額等

1年間（1～12月）における製造品出荷額、加工賃収入額、その他収入額及び製造工程からでたくず及び廃物の出荷額の合計であり、消費税等内国消費税額を含んだ額である。

(6) 製造品、半製品及び仕掛品の在庫額

事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他に支給して製造される委託生産品も含まれる。

(7) 有形固定資産

1年間（1～12月）における数値であり、帳簿価額によっている。

ア 有形固定資産の取得額等には、次の区分がある。

(ア) 土地

(イ) 建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含む）

(ウ) 機械及び装置（附属設備を含む）

(エ) 船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等

イ 建設仮勘定の増加額とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいう。

ウ 有形固定資産の除却額とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいう。

エ 有形固定資産の投資総額

算式：投資総額＝取得額＋建設仮勘定の年間増減（増加額－減少額）

(8) リース契約による契約額及び支払額

ア リースとは、賃貸借契約であって、物件を使用する期間が1年を超え、契約期間中は原則として中途解約のできないものをいう。なお、リース取引に係る会計処理を通常の売買

取引に係る方法に準じて行っている場合は、有形固定資産の取得となる。

イ リース契約額とは、新規に契約したリースのうち、1月から12月までにリース物件が納入、設置されて検収が完了し、物件借受書を交付した物件に対するリース物件の契約額をいい、消費税額を含んだ額である。

ウ リース支払額とは、1月から12月までにリース物件使用料として実際に支払った月々のリース料の年間合計金額をいい、消費税額を含んだ額である。したがって、前年以前にリース契約した物件に対して、当年において支払われたリース料を含む。

(9) 工業用地

事業所敷地面積は、12月31日現在において、事業所が使用（賃貸を含む）している敷地の全面積をいう。ただし、鉱区、住宅、寄宿舎、グラウンド、倉庫、その他福利厚生施設などに使用している敷地については、生産設備などのある敷地と道路（公道）、塀、柵などにより明確に区別される場合又はこれらの敷地の面積が何らかの方法で区別できる場合は除外する。

(10) 工業用水

淡水、海水（合計のみ）について、1日当たりの用水量を水源別、用途別に記入する。1日当たりとは、1月1日から12月31日までの1年間に事業所で使用した工業用水の総量を操業日数で割ったもの。1立方メートル未満は、四捨五入する。

(11) 付加価値額（粗付加価値額）

下記算式により算出し、表章している。

ア 従業者30人以上

$$\begin{aligned} \text{付加価値額} &= \text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ &\quad + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) \\ &\quad - (\text{消費税を除く内国消費税額} (*1) + \text{推計消費税額} (*2)) \\ &\quad - \text{原材料使用額等} - \text{減価償却額} \end{aligned}$$

イ 従業者29人以下

$$\begin{aligned} \text{粗付加価値額} &= \text{製造品出荷額等} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額}) \\ &\quad - \text{原材料使用額等} \end{aligned}$$

*1：酒税、たばこ税、揮発油税及び地方道路税の納付税額又は納付すべき税額の合計

*2：平成13年調査から消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、推計消費税額の算出に当たっては、直接輸出分、原材料、設備投資を控除している。

4 平成19（2007）年調査において、調査項目を変更したため、製造品出荷額等及び付加価値額はそれ以前の調査の数値とは接続しません。

5 平成20（2008）年調査において、日本標準産業分類の改定が行われたため、それ以前の調査の数値とは接続しません。

6 平成 26 (2014) 年調査において、産業分類及び商品分類に以下の改定が行われました。

(1) 小分類の改訂

「243 暖房装置・配管工事用附属品製造業」が「243 暖房・調理等装置，配管工事用附属品製造業」に改称されました。

(2) 細分類の改定

「床材製造業」が「121 製材業，木製品」から「122 造作材・合板・建築用組立材料製造業」に移設されました (1213→1228)。

また，上記に伴い，「木材チップ製造業」の産業細分類番号が変更されました (1214→1213)。

(3) 商品分類の改定

工業統計調査用産業分類の改定に伴う品目番号の変更や，事業所数や出荷額の規模等を考慮した品目統合等が行われました。

7 統計表中の符号の用法は，次のとおりです。

「-」… 皆無又は該当する数値がないもの

「0」… 表章単位に満たないもの

「△」… 比較減を表すもの

「x」… 数値を公表することができないもの (秘匿措置)

注： 該当事業所数が 2 以下の場合，その内容数値を公表することで，個々の報告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿しています。

また，事業所数が 3 以上の場合でも，1 又は 2 の事業所の数値が前後の関係から内容が判明するものについては秘匿しています。

8 「中分類 18 プラスチック製品製造業 (別掲を除く)」の別掲については，次のとおりです。

製造品名	分類	製造品名	分類
家具・装備品	13	がん具・運動用具	325
プラスチック製版	1521	ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品	326
写真フィルム (乾板を含む)	1695	漆器	3271
手袋	2051	畳	3282
耐火物	215	うちわ・扇子・ちょうちん	3283
と石	2179	ほうき・ブラシ	3284
模造真珠	2199	喫煙用具 (貴金属・宝石製を除く)	3285
歯車	2531	洋傘・和傘・同部分品	3289
目盛りのついた三角定規	2739	魔法瓶	3289
注射筒	2741	看板・標識機	3292
義歯	2744	パレット	3293
装身具・装飾品・ボタン・同関連品 (貴金属・宝石製を除く)	322	モデル・模型	3294
		工業用模型	3295
かつら	3229	レコード	3296
時計側	3231	眼鏡	3297
楽器	324		